



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *18 和歌山県特定非営利活動法人促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (NPO協働推進課)
- *19 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年課)
- *20 和歌山県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則 (男女共生社会推進課)
- *21 和歌山県露店営業条例施行規則を廃止する規則 (商工振興課)
- *22 和歌山県漁業調整規則の一部を改正する規則 (資源管理課)
- *23 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (出納室)

○ 教育委員会規則

- *10 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則
- *11 和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則

○ 告示

- 434 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部改正 (総務事務集中課)

○ 訓令

- *6 和歌山県公営企業公印管理規程の一部を改正する訓令 (公営企業課)
- *7 和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令 (")
- *8 和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課)

○ 公告

- 和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務事務集中課)

○ 公営企業管理規程

- *2 和歌山県公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程
- *3 和歌山県公営企業公有財産管理規程の一部を改正する規程

○ 諸報

- 県営住宅等の管理の特例に係る公告 (和歌山県住宅供給公社)

規 則

和歌山県規則第18号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年和歌山県規則第100号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課」を「和歌山県環境生活部県民局県民生活課」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県規則第19号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則(昭和54年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「環境生活部共生推進局青少年課」を「環境生活部県民局青少年・男女共同参画課」に改め、同項第2号中「振興局総務室」を「振興局総務企画室」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県規則第20号

和歌山県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県男女共同参画審議会規則(平成14年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境生活部共生推進局男女共生社会推進課」を「環境生活部県民局青少年・男女共同参画課」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県規則第21号

和歌山県露店営業条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県露店営業条例施行規則を廃止する規則

和歌山県露店営業条例施行規則（昭和26年和歌山県規則第92号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県規則第22号

和歌山県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県漁業調整規則の一部を改正する規則

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（漁業の許可）

第7条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号から第6号までに規定するものあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第8号、第11号、第12号、第14号又は第16号に規定する漁業にあっては、漁業法第8条第1項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

- (1) 小型まき網（総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。以下「小型まき網漁業」という。）
- (2) 機船船びき網（瀬戸内海（漁業法第110条第2項に規定する瀬戸内海をいう。以下同じ。）においては総トン数5トン未満の動力漁船（漁業法第2条第3項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）を使用するものに限る。以下「機船船びき網漁業」という。）
- (3) ごち網（以下「ごち網漁業」という。）
- (4) 流網（瀬戸内海以外の海域においては、総トン数5トン以上の動力漁船を使用してさんま及びとびうおの採捕を目的とするものに限る。以下「流網漁業」という。）
- (5) 敷網（焚入網及び火光利用棒受網による漁業の方法に限る。以下「敷網漁業」という。）
- (6) いるか突棒（以下「いるか突棒漁業」という。）

- (7) 火光利用さより抄網（瀬戸内海において操業するものに限る。以下「火光利用さより抄網漁業」という。）
 - (8) 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。以下「潜水器漁業」という。）
 - (9) いか玉（いか巢、いかかご及びいかのしば漬による漁業の方法を含む。以下「いか玉漁業」という。）
 - (10) やす突（第6号に掲げる漁業の方法を除く。以下「やす突漁業」という。）
 - (11) 小型定置網（以下「小型定置網漁業」という。）
 - (12) 固定式刺網（建網による漁業の方法については、ぶり及びさわらの採捕を目的とするものに限る。以下「固定式刺網漁業」という。）
 - (13) 刺網（瀬戸内海以外の海域においては、重ね網を使用するものに限る。第4号及び前号に掲げる漁業の方法を除く。以下「刺網漁業」という。）
 - (14) 船びき網（無動力漁船を使用するものに限る。以下「船びき網漁業」という。）
 - (15) 地こぎ網（以下「地こぎ網漁業」という。）
 - (16) 飼付（以下「飼付漁業」という。）
 - (17) 鯨類追込網（以下「鯨類追込網漁業」という。）
- 第8条第1項中「掲げる」を「規定する」に改める。
- 第25条第1項中「第7条各号に掲げる」を「第7条各号に規定する」に改める。
- 第37条を次のように改める。
- （漁業の禁止）
- 第37条 沖縄式追込網（瀬戸内海において操業するものを除く。）により営む漁業は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、営んではならない。
- 第40条ただし書を削り、同条の表動力漁船を使用する巾着網漁業（総トン数15トン以上の船舶を使用するもの。）の項、動力漁船を使用する巾着網漁業（総トン数15トン未満の船舶を使用するもの。）の項、動力漁船を使用する揚繰網漁業の項、小型機船底びき網漁業の項及び機船船びき網漁業及び瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業法第66条第2項に規定するものをいう。）の項を削る。
- 第41条を次のように改める。
- 第41条 削除
- 第45条の見出し中「非漁民等」を「遊漁者等」に改め、同条第5号中「歩行徒手採捕」を「徒手採捕」に改める。
- 第57条第1項第1号中「第7条、第15条」を「第15条」に、「第35条から第42条まで」を「第35条、第36条、第38条から第40条まで、第42条」に改める。
- 附 則
- （施行期日）
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- （経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の和歌山県漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）第7条の規定による許可又は改正前の規則第21条第1項の規定による起業の認可を受けている者は、この規則による改正後の和歌山県漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第7条の規定による許可又は改正後の規則第21条第1項の規定による起業の認可を受けたものとみなす。
- 3 この規則の施行の日前に改正前の規則第7条の規定によりした許可の申請は、改正後の規則第7条の規定によりした許可の申請とみなす。
- 4 附則第2項の規定により改正後の規則第7条の規定による許可とみなされる許可の有効期間又は改正後の規則第21条第1項の規定による起業の認可とみなされる認可に係る改正後の規則第22条第2項の知事が指定した期間は、従前の許可又は起業の認可の残存期間とする。
- 5 この規則の施行の際現に漁業法第66条第1項の規定による漁業（瀬戸内海機船船びき網漁業を除く。）の許可を受けている者又は附則第2項の規定により改正後の規則第7条の規定による許可を受けたものとみなされた者に対する改正前の規則第40条（機船船びき網漁業については表機船船びき網漁業及び瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業法第66条第2項に規定するものをいう。）の項禁止区域の欄1に掲げる区域を除く。）及び第41条（表小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業の項を除く。）の規定の適用については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 6 この規則の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

和歌山県規則第23号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「那賀振興局総務室 伊都振興局総務室 有田振興局総務室 日高振興局総務室」を「那賀振興局総務企画室 伊都振興局総務企画室 有田振興局総務企画室 有田振興局健康福祉部 日高振興局総務企画室」に、「西牟婁振興局総務室 東牟婁振興局総務室」を「西牟婁振興局総務企画室 東牟婁振興局総務企画室」に、「和歌山県税事務所」を「和歌山県税事務所 紀北県税事務所 紀中県税事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第10号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県教育委員会委員長 檜 畑 直 尚

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の3を次のように改める。

第7条の3 削除

第14条の2を削る。

第35条第1項中「和歌山県立高等学校通信教育に関する規則」を「和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則」に改める。

別表第1和歌山県立粉河高等学校の項中「紀の川市粉河4631」を「紀の川市粉河4632」に改め、同表和歌山県立和

歌山商業高等学校の項設置学科の欄中

国際経済 を

国際経済

ビジネス
創造

に改め、同表和歌山県立海南高等学校の項

中

海南市大野中651	全日制	普通
		教養理学
	定時制	普通

を

海南市大野中651	全日制	普通
		教養理学
	定時制	普通
海草郡紀美野町動木1515	全日制	普通

に改め、

同表和歌山県立大成高等学校の項中「海草郡紀美野町動木155」を「海草郡紀美野町動木1515」に改め、同表和歌山

県立田辺工業高等学校の欄中 「電子」 を 「電子
電気電

子」に改め、同表和歌山県立南紀高等学校の項中

田辺市学園1番88号	全日制	厚生	看護
	定時制	普通	
	専攻科	厚生	看護

田辺市学園1番88号	定時制	普通	
	専攻科	看護	看護

め、同表和歌山県立南紀高等学校周参見分校の項中「西牟婁郡すさみ町4027」を「西牟婁郡すさみ町周参見3686番地の1」に改め、同表和歌山県立熊野高等学校の項中 「全日

制 総合」を 「全日制 総合
看護 看護」に改め、同

表和歌山県立串本高等学校の項の次に次のように加える。

和歌山県立串本古座高等学校	東牟婁郡串本町串本1522	全日制
	東牟婁郡串本町中湊370	全日制

普通
国際教養
普通

別表第2和歌山県立桐蔭高等学校の項の次に次のように加える。

和歌山県立日高高等学校	和歌山県立日高高等学校附属中学校
-------------	------------------

附 則
(施行期日)

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、現に和歌山県立南紀高等学校の全日制課程の看護科に在学する生徒は、施行日以後和歌山県立熊野高等学校の全日制課程の看護科に在学するものとする。
- 和歌山県立南紀高等学校の専攻科課程の看護科においては、この規則の改正前の和歌山県立南紀高等学校の全日制課程の看護科と一貫した教育を施すものとする。

和歌山県教育委員会規則第11号

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚
和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則(昭和35年和歌山県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

別表中	和歌山県立田辺高等学校	田辺市学園1番71
	和歌山県立神島高等学校	田辺市文里二丁

号	和歌山県立南部高等学校
目33番12号	和歌山県立田辺高等学校
	和歌山県立田辺工業高等学校
	和歌山県立神島高等学校
	和歌山県立熊野高等学校

日高郡みなべ町芝407
田辺市学園1番71号
田辺市あけぼの51番1号
田辺市文里二丁目33番12号
西牟婁郡上富田町大字朝来670

に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第434号

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する

る要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第2条中第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者が経営若しくは運営に関与している者

第3条第1項中第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 役員等に関する調書（別記第6号様式）

第3条第2項中「第10号」を「第11号」に改める。

第4条第1項中「各振興局総務室」を「各振興局総務企画室」に改める。

第6条第1項中「別記第6号様式その1」を「別記第7号様式その1」に、「別記第6号様式その2」を「別記第7号様式その2」に改める。

第8条第1号中「第3号」を「第4号」に改める。

第9条中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改める。

別記第7号様式を別記第8号様式とし、別記第6号様式を第7号様式とし、別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 6 号様式 (第 3 条関係)

※登録番号	役員等に関する調書						
商号又は名称 (本社)							
氏 名 (漢字等)	氏 名 (フリガナ)		生 年 月 日				性 別
	姓	名	元号	年	月	日	男:M 女:F

(注) 1 個人事業者の場合は、代表者のみ記載してください。
2 元号は次のように記載してください。
 明治:M 大正:T 昭和:S 平成:H
3 記載しきれない場合は、複数枚提出してください。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱に基づき入札参加資格を有している者は、平成21年7月31日までの間は第6条の規定による入札参加資格を有するものとみなす。

訓 令

和歌山県訓令第6号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公営企業公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業公印規程の一部を改正する訓令

和歌山県公営企業公印規程（平成17年和歌山県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「商工観光労働部企業立地局公営企業課長」を「商工観光労働部商工労働政策局公営企業課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第7号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令

和歌山県公営企業被服等貸与規程（平成17年和歌山県公営企業訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「商工観光労働部企業立地局公営企業課」を「商工観光労働部商工労働政策局公営企業課」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第8号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「商工観光労働部企業立地局公営企業課」を「商工観光労働部商工労働政策局公営企業課」に改める。

別表第2中出納局総務事務集中課の項中「紀北養護学校 紀伊コスモス養護学校」を「紀北支援学校 紀伊コスモス支援学校」に改め、同表伊都振興局の項中「きのかわ養護学校」を「きのかわ支援学校」に改め、同表有田振興局の項中「たちばな養護学校」を「たちばな支援学校」に改め、同表日高振興局の項中「暖地園芸センター及び畜産試験場養鶏研究所」を「暖地園芸センター及び畜産試験場養鶏研究所 日高高等学校附属中学校」に、「みはま養護学校」を「みはま支援学校」に改め、同表西牟婁振興局の項中「南紀養護学校 はまゆう養護学校」を「南紀支援学校 はまゆう支援学校」に改め、同表東牟婁振興局の項中「串本高等学校」を「串本高等学校 串本古座高等学校」に、「みくまの養護学校」を「みくまの支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

公 告

公 告

和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）についての和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号。以下「資格審査要綱」という。）に定める資格の審査に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 営業種別
別表1のとおり
- 2 競争入札に参加することができる者
競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者以外の者で、資格審査要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を有すると認められ競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
 - (1) 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - (2) 国税及び県税を滞納している者
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までに掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

<p>(4) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者が経営若しくは運営に関与している者</p> <p>(5) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者</p> <p>(6) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において当該許可、認可等を得ていない者</p> <p>(7) 契約の履行が困難と認められる者</p> <p>3 申請の方法</p> <p>資格審査を受けようとする者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。ただし、和歌山県物品電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を使用して物品を調達するシステムをいう。以下同じ。）を利用して申請する場合の提出書類は、当該システムから出力される確認書及び（4）から（10）までに掲げる書類とする。</p> <p>なお、知事が特に認める場合は、その一部の書類の添付を免除することができる。</p> <p>(1) 電子入札（県の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。）を希望する者にとっては、所定の物品調達システム取扱責任者選定届</p> <p>(2) 経営状況等に関する次に掲げる所定の調書</p> <p>ア 取引希望及び営業概要調書</p> <p>イ 営業実績及び資格等調書</p> <p>ウ 印刷業を営んでいる者にとっては、印刷業者業務調書</p> <p>(3) 所定の取扱品目一覧表</p> <p>(4) 所定の使用印鑑届</p> <p>(5) 所定の役員等に関する調書</p> <p>(6) 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書</p> <p>(7) 印鑑証明書</p> <p>(8) 次に掲げる税金に未納がないことを確認することができる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの</p> <p>ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税</p> <p>イ 和歌山県が課する県税全税目</p> <p>ウ 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）</p> <p>(9) 財務諸表（直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）</p> <p>(10) 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類又はその写し（許可、認可等を必要とする業種に限る。）</p> <p>(11) その他知事が必要と認める書類</p> <p>4 申請書類の提出先及び申請書類の用紙の交付請求先</p>	<p>(1) 申請書類の提出先</p> <p>別表2に掲げる県の機関のいずれかに提出しなければならない。ただし、物品電子調達システムを利用して申請する場合は、和歌山県出納局総務事務集中課のみに提出するものとする。</p> <p>(2) 申請書類の交付請求先</p> <p>別表2に掲げる県の機関のいずれにおいても請求できる。</p> <p>5 申請の時期</p> <p>(1) 申請は、原則として次に掲げるいずれかの期間に行わなければならない。</p> <p>ア 平成20年5月1日（木）から同月30日（金）まで</p> <p>イ 平成20年11月4日（火）から同月28日（金）まで</p> <p>ウ その他知事が必要と認め、別に定める期間</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、一般競争入札の公告により入札の実施を知り得た者が、当該一般競争入札への参加を希望する場合は、当該一般競争入札の公告の日から入札日の前日までの間に限り、資格審査の申請を行うことができる。この場合において行う資格審査の申請先は、和歌山県出納局総務事務集中課に限るものとする。</p> <p>6 申請に用いる言語及び通貨</p> <p>(1) 申請に用いる言語は、原則として、日本語とすること。</p> <p>(2) 申請事項のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。</p> <p>(3) 申請事項の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨の額に換算して記載すること。</p> <p>7 資格審査の結果の通知</p> <p>申請者には、資格審査の結果を文書等により通知する。</p> <p>8 競争入札参加資格の有効期間</p> <p>競争入札参加資格の有効期間は、資格を認定した日から平成21年7月31日までとする。</p> <p>9 競争入札の公示の方法</p> <p>一般競争入札を行う場合は、和歌山県報に登載し、又は和歌山県掲示場に掲示することにより公告する。</p> <p>10 問い合わせ先</p> <p>和歌山県出納局総務事務集中課物品班</p> <p>〒640-8585</p> <p>和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地</p> <p>電話番号（073）441-2293</p>
--	--

別表 1 (第 1 項関係)

営 業 種 別 表

営業種目番号	営業種目名	品 目 (例 示)
1	文房具事務用品	文房具、和洋紙製品(画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙、各紙袋等)、事務用機械器具類(一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房具、事務用品の全品目。ただし、什器を除く。)等
2	用 紙 類	和紙、上質紙、中質紙、中質紙(再生紙)、更紙、ノーカーボン紙、封筒等
3	複 写 用 感 光 紙	湿式、乾式、PPC用紙、PPC用紙(再生紙)等
4	情報処理用機器	汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、パーソナルコンピュータ、AV機器 ワードプロセッサ、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字 読取装置等
5	事 務 用 機 器	タイプライター、シュレッダー、宛名印刷機、マイクロリーダー、複写機、軽印 刷機、OHP、加算機等
6	印 章	木印、ゴム印、日付印等
7	情報処理用品	磁気テープ、ディスクパック、ストックフォーム、ストックフォーム(再生紙)、 フィルター、フロッピーディスク等
8	楽 器	和楽器、楽譜、レコード、CD、洋楽器等
9	学 校 教 材 具	教材、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フィ ルム、保健室用品、保育用教材等
10	運 動 用 品	運動用品、運動器具、武道具、運動衣等
11	ミ シ ン	ミシン、編機等
12	時 計 ・ 貴 金 属	時計、貴金属、眼鏡等
13	バッジ・カップ・記念品類	バッジ、カップ・トロフィー・楯、金杯・銀杯、制服付属品、ワッペン、ステッ カー、ネームプレート、鑑札、各種記念品等
14	額 縁 ・ 画 材	各種額縁、画材等
15	写 真 機	カメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム(医療用を除く。)等
16	什 器	鋼製什器(書庫類、更衣箱、机、いす等)、木製什器(応接長テーブル、ソファ 安楽いす等)、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッ カー、机上ガラス等
17	厨 房 機 械 器 具	流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴 槽関係、冷凍・冷蔵関係等
18	荒 物 雑 貨	家庭金物類、清掃用具・用品、石けん・洗剤類、ワックス類、食器類、磁器・ガ ラス器、紙・繊維製雑貨類、トイレトペーパー等
19	漆 塗 物 ・ 漆 器 類	漆塗花瓶、漆塗盆、その他漆器類等
20	工 業 用 ゴ ム 製 品	サクシオンホース、ゴム・ビニールホース、パッキン類、ベルトゴム・ビニール シート、防振ゴム、ゴムマット等
21	織 維 製 品	制服、作業服、事務服、白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐ い、布製シート等
22	寝 具	布団、毛布、敷布等
23	ベ ッ ド	一般用、医療用

24	帽	子	制帽、作業帽、略帽、運動帽、ヘルメット等
25	ゴム・皮革製品		革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、布靴、病院用シューズ、カバン、手袋(革、ゴム、ビニール)等
26	室内装飾品		じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等
27	天幕・旗・染め物		天幕、旗・のぼり・たれ幕、郵袋、腕章、選挙用品、染め物等
28	家庭用電気機器		映像、音響(テレビ、ビデオ、ステレオ等)、空調関係(エアコン、クーラー等(ガス含む。))、暖房関係(ファンヒーター、クリーンヒーター等(ガス含む。))家事・調理(冷蔵庫、洗濯機、レンジ等)、電球等照明・配線関係等
29	自動車		乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、特殊車(フォークリフト等)、電気自動車等
30	自動車部品		部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、電装品(修理含む。)、自動車用品、排気ガス浄化装置等
31	自動車修理		自動車修理、車検(工場認証、認定、指定を受けた者に限る。)、板金等
32	自転車・雑車		自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子、部品及び修理等
33	船舶・航空機		船舶(総トン数20トン未満)、ボート、航空機、ヘリコプター、部品及び修理
34	石油製品		ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等
35	ガス類その他		LPGガス(許可業者に限る。)、酸素、高圧ガス(医・理・工業用を含む。)、石炭、コークス、木炭等
36	理化学機械器具		分析機器(光)、分析機器(クロマト)、分析機器(ガス)、分析機器(その他)、光学機器(顕微鏡、投影機等)、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、基本・誘導量計測定機器等
37	工作用機械器具		旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械工具、レーザー加工機、溶接機、木工機械等
38	産業用機械器具		ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、バケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝導装置、油圧・空圧機等
39	産業用電気機械		発電器、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具等
40	通信用機械器具		電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ビーコン装置、情報伝達表示装置等
41	農業用機械器具		トラクター、コンバイン、畜産用機器、養鶏用機器、噴霧器、芝刈機、製茶機等
42	建設用機械器具		ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、削岩クレーン、ミキサー等
43	給排水設備・塵埃処理機器	じんあい	水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、汚水処理装置、集塵装置、焼却炉
44	アスファルトコンクリート		アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等 (プラント所有者に限る。)
45	生コンクリート		生コンクリート(プラント所有者に限る。)
46	セメント・骨材		セメント、砕石、再生砕石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等
47	コンクリート製品		ヒューム管、パイル、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年堀、ブロック等

48	木 材	木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等
49	鉄鋼・非鉄製品	鋼材、鋼管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ・金網、鑄鉄管、ビニール管、電線等
50	建築金物	建築金物、大工道具、工具、塗料、ガラス（机上ガラスを除く。）等
51	仮設資材	組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等
52	道路標識	道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯等
53	看板・広告宣伝・展示品	看板、掲示板・表示板、案内板、広告宣伝用品（委託業務に属する企画・デザインを除く。）、模型、展示品等
54	医療用機械器具	生体検査機器（心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置、医療用光学機器等） 検体検査用機器（血液成分分析、呼気ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離器等）、治療用機器（人工臓器、透析機器、超音波治療機器、レーザー・赤外線治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー等）、放射線関連機器（X線撮影・断層装置、アイソトープ治療機器、磁気共鳴診断装置等）、手術関連機器（麻酔、消毒含む）、調剤器具、看護器具、歯科用機器等 （許可又は届出業者に限る。）
55	医療用薬品	医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス、血清、培地、動物用医薬品等 （許可業者に限る。）
56	衛生材料	脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等 （医療用器具、局方品を扱う者のみ許可又は届出業者に限る。）
57	医療用フィルム	X線フィルム（現像用材料含む。）等 （届出業者に限る。）
58	防疫剤	殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬等 （届出業者に限る。）
59	工業薬品	塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭（再生を含む。）、流出油処理剤等 （毒物・劇物に該当するものを扱う場合は許可を受けた者に限る。）
60	消防・防災用品	ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、化学消火薬剤、オイルフェンス、消火器（薬品のつめ替えを含む。消火器を扱う者のみ届出業者に限る。） その他消防・防災用品
61	警察用品	拳銃ケース、警棒、手錠、捕縄、鑑識用機械機材、防御板、その他警察用品
62	百貨店・総合商社	全品目（ただし、総合商社については定款に定める範囲）
63	造園資材	種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材
64	食品関係	茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、その他食品
65	包装・梱包資材	包装材料、段ボール、梱包用品具等
66	その他物品関係	漁業用資器材、舞台道具及び上記のいずれにも属さない物品
67	軽印刷・ワット印刷	タイプオフ、タイプ謄写、タイプ印書
68	フォーム印刷	連続伝票用紙、OCR・OMR伝票用紙、帳票類、通知書類
69	特殊印刷	グラビア、シール・ラベル、スクリーン、ナンバリング、カーボンカード、カレンダー、手帳
70	複写業務	青写真、コピー、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力

71	航空写真・図面製作	航空写真、図面製作、写図、地図製作（原図作成から印刷までを含む。）、住居表示案内図
72	製 本	製本、表装
73	ク リ ー ニ ン グ	いすカバー、カーテン、白衣、作業衣、白布、たすき等 （確認済み証を受けた者に限る。）
74	清掃用品取り替え	化学ぞうきん、モップ、芳香剤、防災マット、受話口抗菌マット取替消毒等
75	図 書	書籍、雑誌、地図等
76	動 物 ・ 飼 料	動物、魚類用飼料、鳥類用飼料、動物用飼料、飼育器材等
77	不 用 品 買 売	鉄・非鉄くず、紙・繊維くず、機械、船舶、自転車及び自動車、遺失物等（許可を受けた者に限る。）

別表 2 (第 4 項関係)

調達業務を所掌する県の機関	調達の区分及び管轄区域
出納局総務事務集中課物品班 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-2291	一般競争入札に係る調達並びに本庁各課室、教育庁各課室、各種委員会事務局及び和歌山市、海南市、海草郡に所在する県の出先機関等の調達
那賀振興局総務企画室 〒649-6223 岩出市高塚209 TEL 0736-61-0005	岩出市及び紀の川市に所在する県の出先機関等の調達
伊都振興局総務企画室 〒648-8541 橋本市市脇四丁目5番8号 TEL 0736-33-4900	橋本市及び伊都郡に所在する県の出先機関等の調達
有田振興局総務企画室 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 TEL 0737-64-1255	有田市及び有田郡に所在する県の出先機関等の調達
日高振興局総務企画室 〒644-0011 御坊市湯川財部651 TEL 0738-24-2904	御坊市及び日高郡に所在する県の出先機関等の調達
西牟婁振興局総務企画室 〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL 0739-26-7906	田辺市及び西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する県の出先機関等の調達
東牟婁県振興局総務企画室 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8 TEL 0735-21-9605	新宮市及び東牟婁郡(串本町及び古座川町を除く。)に所在する県の出先機関等の調達
東牟婁振興局串本建設部総務管理課 〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2491番地 TEL 0735-62-0755	西牟婁郡すさみ町並びに東牟婁郡串本町及び古座川町に所在する県の出先機関等の調達
警察本部会計課 〒640-8588 和歌山市小松原通一丁目1番地1 TEL 073-423-0110	警察本部の調達(一般競争入札に係る調達を含む。)

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第2号

和歌山県公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業事務決裁規程（平成17年和歌山県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「企業立地局長」を「商工労働政策局長」に改める。

別表局長の項11を同項13とし、同項10を同項12とし、同項9の次に次のように加える。

10 一時借入金に関する事。

11 起債の借入れに関する事。

別表課長の項6（1）及び7並びに同表所長の項3中「2,000万円」を「250万円」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県公営企業管理規程第3号

和歌山県公営企業公有財産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業公有財産管理規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業公有財産管理規程（平成17年和歌山県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「和歌山県商工観光労働部企業立地局公営企業課長」を「和歌山県商工観光労働部商工労働政策局公営企業課長」に改める。

第5条中「和歌山県商工観光労働部企業立地局公営企業課」を「和歌山県商工観光労働部商工労働政策局公営企業課」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

諸 報

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成20年3月28日

和歌山県住宅供給公社理事長 仁 坂 吉 伸

1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営

住宅等」という。）の管理を行う者

和歌山県住宅供給公社

2 1で定める者が管理を行う県営住宅等

和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表に掲げる県営住宅等のうち和歌山市、海南市、岩出市及び紀美野町の区域に存する団地並びに長山団地

3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

（1）法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。

（2）県営住宅等の整備及び改修に関する業務、その他（1）に付随する業務を行うこと。

4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで